

答弁書第五号

内閣参質一九七第五号

平成三十年十一月二日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長 伊達忠一殿

参議院議員有田芳生君提出拉致問題をはじめとする北朝鮮の人権人道問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員有田芳生君提出拉致問題をはじめとする北朝鮮の人権人道問題に関する質問に対する答弁書

一について

政府としては、御指摘のいわゆる「ストックホルム合意」に基づき、拉致問題を始めとする日本人に関する全ての問題の解決に向け全力を尽くしていく考えであり、この方針に変わりはない。

二について

北朝鮮との関係に関する政府の方針は、日朝平壤宣言に基づき、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、日朝国交正常化を実現していくというものである。これ以上の詳細については、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

三及び四について

御指摘のいわゆる「ストックホルム合意」以降、北朝鮮の特別調査委員会による調査について、北朝鮮から調査結果の通報はなされていない。政府としては、北朝鮮に対し、全ての日本人に関する包括的かつ全面的な調査を迅速に行い、その結果を速やかに通報するよう強く求めているところである。

五について

前段のお尋ねについては、政府として、御指摘の「決議文」に対して賛否を付す立場にはない。後段のお尋ねについては、「拉致問題に関する日朝合同調査委員会の設置」の意味するところが明らかでなく、お答えすることは困難である。